Ш

和果公

行 高知市丸ノ内 丁目2番20号 発 行 日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

高知県公営企業局管理規程

- ◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程 高知県人事委員会規則
- ◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を 改正する規則
- ◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 の一部を改正する規則
- ◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一 部を改正する規則
- ◎職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

_____ 公営企業局管理規程 _____

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のよ うに定める。

平成22年6月29日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第21号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程(昭和28年高知県電気局管理規 程第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「(職員の配偶者で当該子の親であるも のが、次のいずれにも該当する者である職員を除く。次号におい て同じ。) 」を削り、同号アからウまでを削る。

第11条第1項中「(職員の配偶者でその子の親であるものが、 就業していない者(就業日数が1月について3日以下の者を含 む。) であり、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害によ り請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でなく、か つ、6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産す る予定である者又は産後8週間を経過しない者でない場合におけ る当該職員を除く。) | を削る。

第14条中「第11条第1項第2号及び」を「第11条第1項各号並 びに」に改め、「(職員の配偶者でその子の親であるものが、就 業していない者(就業日数が1月について3日以下の者を含 す。) であり、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害によ り請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でなく、か つ、6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産す

る予定である者又は産後8週間を経過しない者でない場合におけ る当該職員を除く。) | を削り、「職員が」を「職員が、次条の 規定により、」に改める。

第19条第1項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、 常能として当該子を養育することができるものとして次項に定め る者に該当する場合における当該職員を除く。) 」を削り、同条 第2項を次のように改める。

2 公営企業局長は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を 養育するために請求した場合には、事務又は事業の運営に支障 がある場合を除き、時間外勤務をさせてはならない。

第20条第1項中「前条第1項」を「前条第1項又は第2項」に 改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1項の規定による請求に係る期間 と同条第2項の規定による請求に係る期間とが重複しないよう にしなければならない。

第20条第2項中「前条第1項」を「前条第1項の規定による請 求にあっては同項」に、「困難であるかどうか」を「困難である かどうか、同条第2項の規定による請求にあっては事務又は事業 の運営の支障の有無」に改め、同条第3項中「前条第1項」を 「前条第1項の規定による請求にあっては同項」に、「必要があ る」を「必要があると、同条第2項の規定による請求にあっては 当該時間外勤務制限開始日では事務又は事業の運営に支障が生じ

第21条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同 条第2項第2号中「子が」を「子が、第19条第1項の規定による 請求にあっては」に、「始期」を「始期に、同条第2項の規定に よる請求にあっては3歳」に改める。

第22条中「並びに前条第1項第3号及び第4号並びに第2項各 号」を「、第20条第1項後段並びに前条第1項第3号及び第2項 各号」に改め、「(職員の配偶者で当該子の親である者が、常態 として当該子を養育することができるものとして次項に定める者 に該当する場合における当該職員を除く。) 」を削り、「介護す る」を「介護する」と、第20条第1項中「前条第1項又は第2 項」とあるのは「前条第1項」と、同条第2項中「の規定による 請求にあっては同項に規定する措置を講ずることが著しく困難で あるかどうか、同条第2項の規定による請求にあっては事務又は 事業の運営の支障の有無」とあるのは「に規定する措置を講ずる ことが著しく困難であるかどうか」と、同条第3項中「の規定に よる請求にあっては同項に規定する措置を講ずるために必要があ ると、同条第2項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制 限開始日では事務又は事業の運営に支障が生じる」とあるのは 「に規定する措置を講ずるために必要がある」に、「と読み替え る」を「と、「同項」とあるのは「前条第1項」と読み替える」 に改める。

第22条の2第1項中「時間外勤務手当の一部の支給に代わる措

置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」とい う。) 」を「時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代 休時間をいう。以下同じ。) 」に改める。

第23条中「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178 号) 」を「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第 3条 に改める。

第30条第1項の表13の項を次のように改める。

男性職員の育児参加

(職員の配偶者が出産す る場合であって、当該出 産に係る子又は小学校就 学の始期に達するまでの

(13) 子(配偶者の子を含 む。)を養育する職員 が、これらの子の養育の ため勤務しないことが相 当であると認められると き。)

職員の配偶者が、12の項に 規定する承認を与える期間 に該当する場合において、 期間中5日を超えない範囲 内でその都度必要と認める 日又は時間

第30条第1項の表16の項を次のように改める。

看護

ア 職員の小学校就学の 始期に達するまでの子 (配偶者の子を含む。 以下この項において同 じ。)が負傷又は疾病 ア 一の年につき5日(小 等の事由により看護 (疾病の予防を図るた めに当該子に予防接種 又は健康診断を受けさ せることを含む。)を 必要とする場合におい て、当該看護のため職 員が勤務しないことが 相当であると認められ るとき。

イ 職員の配偶者並びに 二親等以内の血族及び 姻族(小学校就学の始 期に達するまでの子を 除く。) が負傷又は疾 病等の事由により看護 を必要とする場合にお 学校就学の始期に達する までの子が2人以上の場 合にあっては、10日)を 超えない範囲内でその都 度必要と認める日又は時

イ 一の年につき5日を超 えない範囲内でその都度 必要と認める日又は時間

氉

- いて、職員以外に看護 (16) 者がいないと認められ るとき。
 - ウ ア又はイにより一の 年につき定められた期 間のすべてについて承 認を受けた後、職員の 中学校就学の始期に達 するまでの子が負傷又 は疾病等の事由により 看護(小学校就学の始 期に達するまでの子に あっては、疾病の予防 を図るために当該子に ウ 一の年につき2日を超 予防接種又は健康診断 を受けさせることを含 む。)を必要とする場 合において、職員以外 に看護者がいないと認 められるとき(小学校 就学の始期に達するま での子にあっては、当 該看護のため職員が勤 務しないことが相当で あると認められると き。)。

護サービスの提供を受 けるために必要な手続 の代行その他の要介護 者の必要な世話

第30条第3項中「又は18の項」を「、17の項又は19の項」に改

第31条中「及び18の項」を「、17の項及び19の項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年6月30日から施行する。 (経過措置)

- 2 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。次 項において同じ。) についてこの規程の施行の日(以下「施行 日」という。) 前に使用されたこの規程による改正前の高知県 公営企業局職員就業規程(以下「旧規程」という。)第30条第 1項の表の16の項のアの特別休暇は、この規程による改正後の 高知県公営企業局職員就業規程(以下「新規程」という。)第 30条第1項の表の16の項のアの特別休暇として既に使用された ものとみなす。
- 3 小学校就学の始期に達するまでの子以外の者について施行日 前に使用された旧規程第30条第1項の表の16の項のアの特別休 暇は、新規程第30条第1項の表の16の項のイの特別休暇として 既に使用されたものとみなす。
- 4 施行目前に使用された旧規程第30条第1項の表の16の項のイ の特別休暇は、新規程第30条第1項の表の16の項のウの特別休 暇として既に使用されたものとみなす。

のように加える。

第30条第1項の表中20の項を21の項とし、19の項を20の項と

し、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項の次に次

短期の介護 (次に掲げる要介護者 (第32条第1項に規定す る日常生活を営むのに支 障がある者をいう。以下 この項において同じ。) の介護その他の世話を行 う職員が、当該世話を行

うため勤務しないことが (17)相当であると認められる 場合)

> ア 要介護者の介護 イ 要介護者の通院等の 付添い、要介護者が介

一の年につき5日(要介護 者が2人以上の場合にあっ ては、10日)を超えない節 囲内でその都度必要と認め る日又は時間

えない範囲内でその都度

必要と認める日又は時間

人事委員会規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する 規則をここに公布する。

平成22年6月29日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第27号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改 正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県 人事委員会規則第47号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「(職員の配偶者で当該子の親であるも のが、次のいずれにも該当する者である職員を除く。次号におい て同じ。) | を削り、同号アからウまでを削る。

第9条の2中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第 2項とする。

第9条の5中「第9条の2第1項及び第2項」を「第9条の2

第1項 に改め、「第9条の2第3項」を「第9条の2第2項」 に改める。

第9条の10を削る。

第9条の11第1項中「第9条の2第2項」を「第9条の2第2 項又は第3項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間 と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないよう にしなければならない。

第9条の11第2項中「第9条の2第2項」を「第9条の2第2 項の規定による請求にあっては同項」に、「困難であるかどう か」を「困難であるかどうか、同条第3項の規定による請求に あっては公務の運営の支障の有無」に改め、同条第3項中「第9 条の2第2項|を「第9条の2第2項の規定による請求にあって は同項」に、「必要がある」を「必要があると、同条第3項の規 定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では公務の運 営に支障が生じる」に改め、同条を第9条の10とする。

第9条の12第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号と し、同条第2項第2号中「子が」を「子が、条例第9条の2第2 項の規定による請求にあっては」に、「始期」を「始期に、同条 第3項の規定による請求にあっては3歳」に改め、同条を第9条 の11とする。

第9条の13中「前条第1項第3号及び第4号並びに第2項各 号」を「第9条の10第1項後段並びに前条第1項第3号及び第2 項各号」に、「この場合において」を「この場合において、第9 条の10第1項中「条例第9条の2第2項又は第3項」とあるのは 「条例第9条の2第2項」と、同条第2項中「の規定による請求 にあっては同項に規定する措置を講ずることが著しく困難である かどうか、同条第3項の規定による請求にあっては公務の運営の 支障の有無」とあるのは「に規定する措置を講ずることが著しく 困難であるかどうか」と、同条第3項中「の規定による請求に あっては同項に規定する措置を講ずるために必要があると、同条 第3項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日で は公務の運営に支障が生じる」とあるのは「に規定する措置を講 ずるために必要がある」と」に改め、同条を第9条の12とする。

第9条の14を第9条の13とする。

第13条第1項の表13の項中「子を」を「子(配偶者の子を含 む。)を」に改め、同表16の項を次のように改める。

(16) 看護

ア 職員の小学校就学の 始期に達するまでの子 (配偶者の子を含む。 以下この項において同 じ。) が負傷又は疾病 等の事由により看護

ア 一の年につき5日(小学校 就学の始期に達するまでの子 が2人以上の場合にあって は、10日)を超えない範囲内 でそのつど必要と認める日又 は時間

(疾病の予防を図るた めに当該子に予防接種 又は健康診断を受けさ せることを含む。)を 必要とする場合におい て、当該看護のため職 員が勤務しないことが 相当であると認められ るとき。

- 二親等以内の血族及び 姻族(小学校就学の始 期に達するまでの子を 除く。) が負傷又は疾 病等の事由により看護 を必要とする場合にお いて、職員以外に看護 者がいないと認められ るとき。
- 年につき定められた期 間のすべてについて承 認を受けた後、職員の 中学校就学の始期に達 するまでの子が負傷又 は疾病等の事由により 看護(小学校就学の始 期に達するまでの子に あっては、疾病の予防 を図るために当該子に 予防接種又は健康診断 を受けさせることを含 む。)を必要とする場 合において、職員以外 に看護者がいないと認 められるとき (小学校 就学の始期に達するま での子にあっては、当 該看護のため職員が勤 務しないことが相当で あると認められると き。)。

イ 職員の配偶者並びに イ 一の年につき5日を超えな い範囲内でそのつど必要と認 める日又は時間

ウ ア又はイにより一の ウ 一の年につき2日を超えな い範囲内でそのつど必要と認 める日又は時間

第13条第1項の表中20の項を21の項とし、19の項を20の項と し、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項の次に次 のように加える。

(17) 短期の介護(次に掲 他の世話を行う職員が、 当該世話を行うため勤務 ど必要と認める日又は時間 しないことが相当である と認められる場合)

ア 要介護者の介護

イ 要介護者の通院等の 付添い、要介護者が介 護サービスの提供を受 けるために必要な手続 の代行その他の要介護 者の必要な世話

一の年につき5日(要介護者が げる要介護者の介護その 2人以上の場合にあっては、10 日) を超えない範囲内でそのつ

第13条第3項中「又は18の項」を「、17の項又は19の項」に改 める。

第14条中「及び18の項」を「、17の項及び19の項」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。次 項において同じ。) についてこの規則の施行の日(以下「施行 日」という。) 前に使用されたこの規則による改正前の職員の 勤務時間、休日及び休暇に関する規則(以下「旧規則」とい う。)第13条第1項の表の16の項のアの特別休暇は、この規則 による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 (以下「新規則」という。)第13条第1項の表の16の項のアの 特別休暇として既に使用されたものとみなす。
- 3 小学校就学の始期に達するまでの子以外の者について施行日 前に使用された旧規則第13条第1項の表の16の項のアの特別休 暇は、新規則第13条第1項の表の16の項のイの特別休暇として 既に使用されたものとみなす。
- 4 施行目前に使用された旧規則第13条第1項の表の16の項のイ の特別休暇は、新規則第13条第1項の表の16の項のウの特別休 暇として既に使用されたものとみなす。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を 改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第28号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の 一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6 年高知県人事委員会規則第48号)の一部を次のように改正する。 第8条の6を削る。

第8条の7第1項中「第9条第2項」を「第9条第2項又は第 3項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間 と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないよう にしなければならない。

第8条の7第2項中「第9条第2項」を「第9条第2項の規定 による請求にあっては同項」に、「困難であるかどうか」を「困 難であるかどうか、同条第3項の規定による請求にあっては公務 の運営の支障の有無」に改め、同条第3項中「第9条第2項」を 「第9条第2項の規定による請求にあっては同項」に、「必要が ある」を「必要があると、同条第3項の規定による請求にあって は当該時間外勤務制限開始日では公務の運営に支障が生じる」に 改め、同条を第8条の6とする。

第8条の8第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号と し、同条第2項第2号中「子が」を「子が、条例第9条第2項の 規定による請求にあっては」に、「始期」を「始期に、同条第3 項の規定による請求にあっては3歳」に改め、同条を第8条の7

第8条の9中「前条第1項第3号及び第4号並びに第2項各 号」を「第8条の6第1項後段並びに前条第1項第3号及び第2 項各号」に、「この場合において」を「この場合において、第8 条の6第1項中「条例第9条第2項又は第3項」とあるのは「条 例第9条第2項」と、同条第2項中「の規定による請求にあって は同項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどう か、同条第3項の規定による請求にあっては公務の運営の支障の 有無」とあるのは「に規定する措置を講ずることが著しく困難で あるかどうか」と、同条第3項中「の規定による請求にあっては 同項に規定する措置を講ずるために必要があると、同条第3項の 規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では公務の 運営に支障が生じる」とあるのは「に規定する措置を講ずるため に必要がある」と」に改め、同条を第8条の8とする。

第8条の10を第8条の9とする。

第12条第1項の表13の項中「子を」を「子(配偶者の子を含 む。)を」に改め、同表16の項を次のように改める。

(16) 看護

ア 職員の小学校就学の 始期に達するまでの子 (配偶者の子を含む。 以下この項において同

ア 一の年につき5日(小学校 就学の始期に達するまでの子 が2人以上の場合にあって は、10日)を超えない範囲内

斑

じ。) が負傷又は疾病 | 等の事由により看護 (疾病の予防を図るた めに当該子に予防接種 又は健康診断を受けさ せることを含む。)を 必要とする場合におい て、当該看護のため職 員が勤務しないことが 相当であると認められ るとき。

二親等以内の血族及び 姻族(小学校就学の始 期に達するまでの子を 除く。) が負傷又は疾 病等の事由により看護 を必要とする場合にお いて、職員以外に看護

者がいないと認められ

るとき。

年につき定められた期 間のすべてについて承 認を受けた後、職員の 中学校就学の始期に達 するまでの子が負傷又 は疾病等の事由により 看護(小学校就学の始 期に達するまでの子に あっては、疾病の予防 を図るために当該子に 予防接種又は健康診断 を受けさせることを含 む。)を必要とする場 合において、職員以外 に看護者がいないと認 められるとき(小学校 就学の始期に達するま での子にあっては、当 該看護のため職員が勤 務しないことが相当で あると認められると き。)。

でそのつど必要と認める日又 け時間

イ 職員の配偶者並びに イ 一の年につき5日を超えな い範囲内でそのつど必要と認 める日又は時間

ウ ア又はイにより一の ウ 一の年につき2日を超えな い範囲内でそのつど必要と認 める日又は時間

第12条第1項の表中20の項を21の項とし、19の項を20の項と し、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項の次に次 のように加える。

他の世話を行う職員が、 しないことが相当である と認められる場合) ア 要介護者の介護

イ 要介護者の通院等の 付添い、要介護者が介 護サービスの提供を受 けるために必要な手続 の代行その他の要介護 者の必要な世話

(17) 短期の介護(次に掲 一の年につき5日(要介護者が げる要介護者の介護その 2人以上の場合にあっては、10 日)を超えない範囲内でそのつ 当該世話を行うため勤務 ど必要と認める日又は時間

第12条第3項中「又は18の項」を「、17の項又は19の項」に改

第13条中「及び18の項」を「、17の項及び19の項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。 (経過措置)
- 2 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。次 項において同じ。) についてこの規則の施行の日(以下「施行 日」という。) 前に使用されたこの規則による改正前の公立学 校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(以下「旧規 則」という。)第12条第1項の表の16の項のアの特別休暇は、 この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休日及び休 暇に関する規則(以下「新規則」という。)第12条第1項の表 の16の項のアの特別休暇として既に使用されたものとみなす。
- 3 小学校就学の始期に達するまでの子以外の者について施行日 前に使用された旧規則第12条第1項の表の16の項のアの特別休 暇は、新規則第12条第1項の表の16の項のイの特別休暇として 既に使用されたものとみなす。
- 4 施行目前に使用された旧規則第12条第1項の表の16の項のイ の特別休暇は、新規則第12条第1項の表の16の項のウの特別休 暇として既に使用されたものとみなす。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正 する規則をここに公布する。

·

平成22年6月29日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第29号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部 を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高 知県人事委員会規則第49号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「(職員の配偶者で当該子の親であるも のが、次のいずれにも該当する者である職員を除く。次号におい て同じ。) | を削り、同号アからウまでを削る。

第8条の2中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第 2項とする。

第8条の5中「第8条の2第1項及び第2項」を「第8条の2 第1項 に改め、「第8条の2第3項」を「第8条の2第2項」 に改める。

第8条の10を削る。

第8条の11第1項中「第9条の2第2項」を「第9条の2第2 項又は第3項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間 と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないよう にしなければならない。

第8条の11第2項中「第9条の2第2項」を「第9条の2第2 項の規定による請求にあっては同項」に、「困難であるかどう か」を「困難であるかどうか、同条第3項の規定による請求に あっては公務の運営の支障の有無」に改め、同条第3項中「第9 条の2第2項」を「第9条の2第2項の規定による請求にあって は同項」に、「必要がある」を「必要があると、同条第3項の規 定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では公務の運 営に支障が生じる」に改め、同条を第8条の10とする。

第8条の12第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号と し、同条第2項第2号中「子が」を「子が、条例第9条の2第2 項の規定による請求にあっては」に、「始期」を「始期に、同条 第3項の規定による請求にあっては3歳」に改め、同条を第8条 の11とする。

第8条の13中「前条第1項第3号及び第4号並びに第2項各 号」を「第8条の10第1項後段並びに前条第1項第3号及び第2 項各号」に、「この場合において」を「この場合において、第8 条の10第1項中「条例第9条の2第2項又は第3項」とあるのは 「条例第9条の2第2項」と、同条第2項中「の規定による請求 にあっては同項に規定する措置を講ずることが著しく困難である かどうか、同条第3項の規定による請求にあっては公務の運営の 支障の有無」とあるのは「に規定する措置を講ずることが著しく 困難であるかどうか」と、同条第3項中「の規定による請求に あっては同項に規定する措置を講ずるために必要があると、同条 第3項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日で は公務の運営に支障が生じる」とあるのは「に規定する措置を講 ずるために必要がある」と」に改め、同条を第8条の12とする。 第8条の14を第8条の13とする。

第12条第1項の表13の項中「子を」を「子(配偶者の子を含 む。)を」に改め、同表16の項を次のように改める。

(16) 看護

- 始期に達するまでの子 (配偶者の子を含む。 以下この項において同 じ。) が負傷又は疾病 等の事由により看護 (疾病の予防を図るた めに当該子に予防接種 又は健康診断を受けさ せることを含む。)を 必要とする場合におい て、当該看護のため職 員が勤務しないことが 相当であると認められ るとき。
- 二親等以内の血族及び 姻族(小学校就学の始 期に達するまでの子を 除く。) が負傷又は疾 病等の事由により看護 を必要とする場合にお いて、職員以外に看護 者がいないと認められ
- るとき。 年につき定められた期 間のすべてについて承 認を受けた後、職員の 中学校就学の始期に達 するまでの子が負傷又 は疾病等の事由により 看護(小学校就学の始 期に達するまでの子に あっては、疾病の予防 を図るために当該子に 予防接種又は健康診断 を受けさせることを含 た。) を必要とする場

ア 職員の小学校就学の ア 一の年につき5日(小学校 就学の始期に達するまでの子 が2人以上の場合にあって は、10日)を超えない範囲内 でそのつど必要と認める日又 は時間

イ 職員の配偶者並びに イ 一の年につき5日を超えな い範囲内でそのつど必要と認 める日又は時間

ウ ア又はイにより一の ウ 一の年につき2日を超えな い範囲内でそのつど必要と認 める日又は時間

合において、職員以外 に看護者がいないと認 められるとき(小学校 就学の始期に達するま での子にあっては、当 該看護のため職員が勤 務しないことが相当で あると認められると き。)。

第12条第1項の表中20の項を21の項とし、19の項を20の項と し、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項の次に次 のように加える。

- 当該世話を行うため勤務 ど必要と認める日又は時間 しないことが相当である と認められる場合)
- ア 要介護者の介護 イ 要介護者の通院等の
- 付添い. 要介護者が介 護サービスの提供を受 けるために必要な手続 の代行その他の要介護 者の必要な世話

(17) 短期の介護(次に掲しの年につき5日(要介護者が げる要介護者の介護その 2人以上の場合にあっては、10 他の世話を行う職員が、「日」を超えない範囲内でそのつ

第12条第3項中「又は18の項」を「、17の項又は19の項」に改

第13条中「及び18の項」を「、17の項及び19の項」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。次 項において同じ。) についてこの規則の施行の日(以下「施行 日」という。) 前に使用されたこの規則による改正前の警察職 員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(以下「旧規則」と いう。) 第12条第1項の表の16の項のアの特別休暇は、この規 則による改正後の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する 規則(以下「新規則」という。)第12条第1項の表の16の項の アの特別休暇として既に使用されたものとみなす。
- 3 小学校就学の始期に達するまでの子以外の者について施行目 前に使用された旧規則第12条第1項の表の16の項のアの特別休

暇は、新規則第12条第1項の表の16の項のイの特別休暇として 既に使用されたものとみなす。

4 施行目前に使用された旧規則第12条第1項の表の16の項のイ の特別休暇は、新規則第12条第1項の表の16の項のウの特別休 暇として既に使用されたものとみなす。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成22年6月29日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第30号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成11年高知県人事委員会規 則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第6条第1項第4号を削る。

第7条第1号ア中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等 に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」とい う。) 」に改める。

第11条後段を削る。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第3条関係)

		育児休業	(等計画	画書	<i>f</i> =-		
					年	. 月	日
任命権者							
	様						
				所属			
				職名			
				氏名			(AI)
職員の育児休業等に	▽関する冬例第3	冬笙 4 号	マルコ		り相定に其づき	. 重度	の査児休
業又は育児短時間勤							
	第07年配07雨水を	9 る丁ル	(9 0)	で、再先作用	長寺の計画に"。	70,00	正のとわ
り提出します。							
なお、記載事項に変	変更が生じた場合	は、遅滞	なく届	け出ます。			
		Ī	記				
1 請求の別	□ 育児休業				育児短時間勤	務	
2 請求に係る子							
子の氏名				生年月日	年	三月	日
3 請求者の計画							
請求期間		年	月	日から	年	月	日まで
再度の請求予定期間		年	月	日から	年	月	日まで
4 備考							

- 注 1 この育児休業等計画書は、育児休業承認 (期間延長) 請求書又は育児短時間勤務承認 (期間延長) 請求書と同時に (変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく) 提出すること。
 - 2 「請求期間」欄は、育児休業承認(期間延長)請求書又は育児短時間勤務承認(期間延長) 請求書に記入する請求期間を記入すること。
 - 3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄は、出生後、速やかに記入すること。
 - 4 変更の届出の場合は、記載事項のうち変更する箇所のみを記入すること。
 - 5 該当するものの□には、レ印を付けること。

第2号様式(第4条関係)

	育児	木業承認	(期間延	長)請求書		年	月	B
任命権者	様			所属				
				職名 氏名				(11)
育り 下記のとおり 育り	見休業の承認 見休業の期間の延長	を請求 を	します。					
			記					
1 請求に係る子	氏名							
	請求者との続柄							
	生年月日			年	月 日			
2 請求の内容	□ 育児休業の元 □ 再度の育児の		認			. ,,,,,		
3 請求期間		年	月	日から	年	月	日	まで
4 請求に係る子について既に育		年	月	日から	年	月	H	まで
児休業をした期 間		年	月	日から	年	月	日	まで
5 特別の事情								
6 備考								
主管課長		所属县	長経由欄					
※所属長意見欄								
上記のとおり進	幸します。					年	月	B

- 注 1 この育児休業承認 (期間延長) 請求書 (育児休業の期間の延長に係るものを除く。) には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類 (医師又は助産師が発行する出生 (産) 証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等) の原本又は写しを添えること。
 - 2 子の出生前に提出する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び1の書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 - 3 「5 特別の事情」欄は、再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を

記入すること。

- 4 「6 備考」欄は、次に掲げる事項等を記入すること。
- (1) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)の期間に、職員(当該期間内に産後休暇(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第13条第1項の表の12の項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の12の項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の12の項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の12の項の特別休暇で、出産の日の翌日以降の日におけるものをいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をするときを除く。)は、当該請求に係る子以外の3歳に満たない子の氏名、請求者との締柄及び生年月日
- (2) 請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日
- (3) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合は、その旨並び に当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間
- 5 該当するものの□には、レ印を付けること。

第3号様式(第6条関係)

養育状況変更届			
	年	月	日
任命権者			
様			
所属			
職名			_
氏名			(1)
育児休業			
下記のとおり育児短時間勤務に係る子の養育の状況について変更が生じ 部分休業	たので、	届け出	ます。
記			
1 請求に係る子の氏名			
2 届出の事由			
□ 育児休業等に係る子を養育しなくなった。			
□ 同居しなくなった。 □ 負傷・疾病 □ 託児	できるよ	うにな	った。
□ その他()		
□ 育児休業等に係る子が死亡した。			
□ 育児休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)。			
□ 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した	•0		
□ その他()		
3 届出の事由が発生した日			
年 月 日			
主管課長 所属長経由欄			
	<u> </u>		

注 該当するものの□には、レ印を付けること。

第4号様式(第10条関係)

		育児短時	間勤務承認(其	期間延長) 請求書		年	月	В
Æ	壬命権者					,		
		様		所属				
				職名				_
				氏名				(II)
	下記のとおり育り 育り	見短時間勤務の承認 見短時間勤務の期間	^松 引の延長 を請求	します。				
			記					
1	請求に係る子	氏名						
		請求者との続柄						
		生年月日		年 月	日			
2	請求の内容	□ 育児短時間勤 □ 再度の育児短	助務の承認 豆時間勤務の承		短時間剪	動務の基	期間の	延長
3	請求期間		年 月	日から	年	月	日	まで
4	勤務の形態	週 時間	分勤務					
		(育児休業法第1		第1号 □第2号 第4号 □第5号			勤務の	形態)
	勤務の日及び	月(:	~ :) 火(:	~	:)
	時間帯	水(: 金(:	~ : ~ :) 木()	:	~	:)
5	 請求に係る子 こついて既に育		年 月	日から	年	月	日	まで
l y	見短時間勤務を 」た期間		年 月	日から	年	月	日	まで
6	特別の事情							
7	備考							
	主管課長		所属長経由村	闌				
% =	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []							
	所属長意見欄 上記のとおり進詞	幸します。						
						年	月	日

- 注 1 この育児短時間勤務承認 (期間延長) 請求書 (育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。) には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類 (医師又は助産師が発行する出生 (産) 証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等) の原本又は写しを添えること。
 - 2 子の出生前に提出する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び1の書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 - 3 「4 勤務の形態」の「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合は、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
 - 4 「6 特別の事情」欄は、再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。
 - 5 「7 備考」欄は、3のほか、次に掲げる事項等を記入すること。
 - (1) 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合は、当該請求に係る子以外の小 学校就学前の子の氏名、請求者との続柄及び生年月日
 - (2) 請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日
 - (3) 請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合は、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間
 - 6 該当するものの□には、レ印を付けること。

第5号様式(第13条関係)

be A life site		部分休	業承認請求書				年	月	E	ı
任命権者	様			所属 職名						
下記のとおり部分	分休業の承認を	:請求します	。 記	氏名					A)
1 請求に係る子	氏名									
	請求者との紛	柄								
	生年月日			年	月	日				
2 請求期間及び 時間		期	間					時間		
k/) [E]		月 日から 月 日まで		()	午前 午後	-	分~ 分~	時時	分分
	1 1	月 日から 月 日まで		()	午前 午後	-	分~ 分~	-	分 分
3 備考										
主管課長		所属:	長経由欄							
※所属長意見欄 上記のとおり進	幸します	,	,			1				
III () ()	£0 % / °						年	月	E	l
				かあった 承認		休業に 不承認		ては、		
1770F D D	f	П Б					年	月	E	l
受理年月日 決裁年月日	年年	月 日	任命	権者						
									印	

注 1 この部分休業承認請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明す る書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、

官公署が発行する出生届受理証明書等)の原本又は写しを添えること。

- 2 部分休業の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その内容を裏面に記入する こと。
- 3 該当するものの□には、レ印を付けること。

恒

報

 $\langle \! \langle$

	部分休業の承認を取り消された時間				時間数	ラキュレーナムごり	TO BE FOR	/±±: -++
月日	午前	ń	午	午後		請求者印	所属長印	備考
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			
	時時	分から 分まで	時時	分から 分まで	時間分			

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。